生活交通確保維持改善計画について

- 1 瑞浪市デマンド交通の財源について
 - ・平成28年10月からのデマンド交通運行に係る運行財源の確保のため、国の補助制度を活用することを予定しています。
 - ・平成28年10月からは、今回策定する地域内の生活交通を対象とした「生活交通確保維持改善計画」にもとづく、地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費 国庫補助金)と瑞浪市の負担による運行を予定しています。
- 2 生活交通確保維持改善計画について
 - ・生活交通確保維持改善計画とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、地域の実情に合った移動手段の導入等のための取組みについての計画をいいます。

参考

「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条一)

「生活交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画に基づいて実施される事業をいう。

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条二)

・本市の生活交通確保維持改善計画は、地域公共交通確保維持事業(デマンド交通の運行)に係る 以下の事項について記載しています。

参考:生活交通確保維持改善計画に記載すべき事項

陸上交通(地域内フィーダー系統)に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通 確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
- 六 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法(活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る。)

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条一)

- 3 地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金について
 - ・生活交通確保維持改善計画を策定し、国に申請し交付決定を受けることで、「地域内フィーダー 系統確保維持国庫補助金」の交付を受けることができます。
 - ・「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」の補助額は、補助対象経費の最大1/2です。

参考

- 〇補助対象事業者
 - 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会
- 〇補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

○補助率

1/2

- 〇主な補助要件
 - ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - 補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
 - 経常赤字が見込まれること

(地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた支援(H28.3国土交通省))

4 今後の運行内容について

・コミュニティバス

デマンド交通の導入時にコミュニティバスの便が廃止されることに伴い発生する交通空白地 域へ対応するため路線の再編を検討します。

デマンド交通

平成29年4月運行開始予定の釜戸ルートについて運行内容の検討を行います。釜戸ルートの運行内容が決定された後、地域交通会議の議論を経て生活交通確保維持改善計画を変更し、国へ申請します。